

魚津市告示第102号

魚津市通所型サービスB事業実施要綱の一部改正について
魚津市通所型サービスB事業実施要綱（令和2年魚津市告示第126号）の
一部を次のように改正する。

令和5年6月7日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年魚津市告示第22号。以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第2項第2号ウに規定する通所型サービスB（以下「事業」という。）の実施及び<u>魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市通所型サービスB事業実施補助金（以下「補助金」という。）の交付</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、<u>地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号）</u>及び総合事業実施要綱で使用する用語の例による。</p> <p>(事業の目的)</p> <p>第3条 事業は、住民が主体となって運営する通いの場において、<u>介護予防に資する活動、会食等の交流を通じて、居宅要支援被保険者等の社会参加の促進、役割の創出、心身機能の維持改善及び自立支援の強化を目指すことを目的とする。</u></p> <p>(実施団体)</p> <p>第4条 事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 企画若しくは運営、利用者の心身状態の把握若しくは相談対応又は関係機関等との調整を担う者（以下「第3層生活支援コーディネーター」という。）を1名以上配置していること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第5条－第7条 (略)</p> <p>(利用料の徴収)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業の利用に際し、<u>材料費、食費等の実費が生じたときは、当該実費相当</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年魚津市告示第22号。以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第2項第2号ウに規定する通所型サービスB（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び総合事業実施要綱で使用する用語の例による。</p> <p>(事業の目的)</p> <p>第3条 事業は、住民が主体となって運営する通いの場において、<u>日常生活上の支援及び機能訓練等、介護予防に資する活動を行うことにより、高齢者等の心身機能の維持改善を目指すとともに、住民が互助の精神を持って地域で支え合う活動を広めることを目的とする。</u></p> <p>(事業実施団体)</p> <p>第4条 事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>第5条－第7条 (略)</p> <p>(利用料の徴収)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業の利用に際し、<u>食費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負</u></p>

改正後	改正前
<p><u>額は利用者の負担とする。</u> (事業実施についての留意事項)</p> <p>第9条 実施承認団体は、次の各号に掲げる事項に留意し、事業を実施しなければならない。 (1) - (6) (略) <u>(7) 活動内容及び調整事項等を記載した月次報告書により、市長にその月毎の実施状況を翌月10日までに報告すること。</u> (生活支援コーディネーターの役割と連携)</p> <p>第10条 第3層生活支援コーディネーターは、利用者の生活課題やニーズを把握し、必要な活動又は支援を調整すること。 2 <u>第3層生活支援コーディネーターは、第1層(市全域)又は第2層(中学校区域)生活支援コーディネーターと定期的に情報を共有し、必要な活動が行われるよう努めること。</u> (送迎活動に関すること)</p> <p>第11条 <u>送迎対象者は、総合事業実施要綱で定める居宅要支援被保険者、事業対象者その他サービスの提供について実施団体が必要と認める者とする。</u> 2 <u>送迎対象者は、氏名、住所等の必要事項について実施団体に提出するものとする。</u> 3 <u>送迎を実施する者は、送迎対象者が安心して利用できるよう、適切な対応を行うとともに、遵守事項等に関する知識を習得するための研修の受講に努めること。</u> 4 <u>送迎を実施する実施団体は、安全な送迎体制を整えるために次の各号に掲げる調整業務を行うこと。</u> (1) <u>適切な運行管理を行うこと。</u> (2) <u>送迎中又は送迎前後の不慮の事故等に備えるための賠償責任保険等に加入すること。</u> (3) <u>定期的に市、関係者等と送迎活動にかかる意見交換等を行うこと。</u></p> <p>第12条 (略) (補助の対象となる事業)</p> <p>第13条 <u>補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。</u> (1) (略)</p>	<p>担とする。 (事業実施についての留意事項)</p> <p>第9条 実施承認団体は、次の各号に掲げる事項に留意し、事業を実施しなければならない。 (1) - (6) (略)</p> <p>第10条 (略) (補助の対象となる事業)</p> <p>第11条 <u>補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。</u> (1) (略)</p>

改正後

(2) 事業の実施回数は、おおむね週1回以上とし、1回当たりの開催時間は、2時間以上とすること。ただし、感染症の流行等により開所が困難な場合は、この限りでない。

(3) (略)

(補助金の額)

第14条 補助金の額は、実施する事業種別に応じ、次表に定める補助基準額に開所回数等に乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は、実際に支出した補助対象経費の合計額と比較して、いずれか少ない額とする。

事業種別	条件	補助基準額	補助上限
基本額（食事提供あり）	1回当たり	3,000円	500,000円/年 （食事提供あり・なしの合計）
基本額（食事提供なし）	1回当たり	2,000円	
第3層生活支援コーディネーター活動費（月額）	週1～2回の実施体制につき	10,000円	120,000円/年
	週3回以上の実施体制につき	30,000円	360,000円/年
介護予防に資する講座等開催加算	1回当たり	1,000円	12,000円/月
送迎活動加算（月額）	月2回までの実施体制につき	6,000円	72,000円/年
	週1回程度の実施体制につき	12,000円	144,000円/年
	週2回程度の実施体制につき	24,000円	288,000円/年
	週3回以上の実施体制につき	36,000円	432,000円/年
事業立ち上げ補助	初年度のみ	200,000円	—

(補助対象経費)

第15条 補助対象経費は、補助事業の運営に要する費用のうち、次表に掲げるものとする。

補助対象経費	内容
--------	----

改正前

(2) 事業の実施回数は、概ね週1回以上とし、1回当たりの開催時間は、4時間以上とすること。

(3) (略)

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、実施する事業種別に応じ、次表に定める補助基準額に開所回数等に乗じて得た額とする。

事業種別	補助基準額	補助上限
通所型サービスB開所（食事提供あり）	1回当たり3,000円	500,000円/年 （食事提供あり・なしの合計）
通所型サービスB開所（食事提供なし）	1回当たり2,000円	
介護予防に資する講座等開催加算（外部講師による）	1回当たり1,000円	8,000円/月
送迎加算	1回1人当たり30円	4,800円/月
事業立ち上げ補助（初回のみ）	10,000円	—

(補助対象経費)

第13条 補助対象経費は、補助事業の運営に要する費用のうち、次表に掲げるものとする。

補助対象経費	内容
--------	----

改正後		改正前	
人件費	実施事業に携わるスタッフ・ボランティアの人件費及び交通費	報償費	講師等への謝礼
報償費	講師等への謝礼（交通費等を含む。）	旅費	交通費（資質向上のための研修会等に係るものに限る。）
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料	需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
	(略)		(略)
使用料及び賃借料	会場使用料、機械又は車両借上料等	使用料及び賃借料	会場使用料、機械・器具借上料等
	(略)		(略)
(交付申請)		(交付申請)	
<p>第16条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市通所型サービスB事業実施補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(交付決定と補助金の支払)</p>		<p>第14条 補助金の交付を受けようとする者は、魚津市通所型サービスB事業実施補助金交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 魚津市通所型サービスB事業利用者名簿</p> <p>(4) (略)</p> <p>(交付決定と補助金の支払)</p>	
<p>第17条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、<u>魚津市通所型サービスB事業実施補助金（変更）交付決定通知書</u>（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更交付決定)</p>		<p>第15条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、<u>魚津市通所型サービスB事業実施補助金交付決定通知書</u>（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実績報告)</p>	
<p>第18条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の実績が交付決定額と異なるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに<u>魚津市通所型サービスB事業実施補助金変更交付申請書</u>（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定は、前項に規定する申請書の提出があった場合に準用する。</p> <p>(実績報告)</p>		<p>第16条 実施承認団体は、補助年度終了後又は補助事業を完了したとき（第6条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日以内に、<u>魚津市通所型サービスB事業実施補助金実績報告書</u>（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	
<p>第19条 実施承認団体は、補助年度終了後又は補助事業を完了したとき（第6条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日以内に、<u>魚津市通所型サービスB事業実施補助金実績報告書</u>（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>		<p>第16条 実施承認団体は、補助年度終了後又は補助事業を完了したとき（第6条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日以内に、<u>魚津市通所型サービスB事業実施補助金実績報告書</u>（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	

改正後	改正前
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) (略)	(3) <u>参加状況がわかるもの(実施日、氏名、補助対象者の氏名及び区分、食事や送迎の有無等がわかるもの)</u>
第20条 (略)	(4) (略)
(補助金の交付等)	第17条 (略)
第21条 <u>補助金の交付を受けようとする者は、補助金を請求しようとするときは、魚津市通所型サービスB事業実施補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。</u>	
第22条 (略)	第18条 (略)
様式第1号(第5条関係) 【別記1】	様式第1号(第5条関係) 【別記1】
様式第2号(第5条関係) 【別記2】	様式第2号(第5条関係) 【別記2】
様式第3号(第6条関係) 【別記3】	様式第3号(第6条関係) 【別記3】
様式第4号(第6条関係) 【別記4】	様式第4号(第6条関係) 【別記4】
様式第5号(第6条関係) 【別記5】	様式第5号(第6条関係) 【別記5】
様式第6号(第16条関係) 【別記6】	様式第6号(第14条関係) 【別記6】
様式第7号(第17条、第18条関係) 【別記7】	様式第7号(第15条関係) 【別記7】
様式第8号(第17条、第21条関係) 【別記8】	様式第8号(第15条関係) 【別記8】
様式第9号(第18条関係) 【別記9】	様式第9号(第16条関係) 【別記10】
様式第10号(第19条関係) 【別記10】	様式第10号(第17条関係) 【別記11】
様式第11号(第20条関係) 【別記11】	

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 へ所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施団体申請書

魚津市通所型サービスB事業実施要綱に規定する実施団体として申請します。

フリガナ	
実施団体の名称	
実施団体の所在地	(郵便番号 ー)
フリガナ	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	TEL : FAX : E-mail :
運営（現場）責任者氏名	
運営責任者連絡先	TEL : FAX : E-mail :
事業を実施する場所の所在地 (建物の名称)	(郵便番号 ー)
事業開始予定年月日	年 月 日から実施
送迎活動（予定）	無 ・ 有
備考	

【別記1】

改正前

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施団体申請書

魚津市通所型サービスB事業実施要綱に規定する実施団体として申請します。

フリガナ	
実施団体の名称	
実施団体の所在地	(郵便番号 ー)
フリガナ	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	TEL : FAX : E-mail :
運営（現場）責任者氏名	
運営責任者連絡先	TEL : FAX : E-mail :
事業を実施する場所の所在地 (建物の名称)	(郵便番号 ー)
事業開始予定年月日	年 月 日から実施
備考 (これまでの活動等)	

【別記2】

改正後

様式第2号（第5条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長

印

魚津市通所型サービスB事業実施団体審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市通所型サービスB事業の実施団体の承認につきまして、次のとおり通知します。

申請者	実施団体名	
	住所	
	代表者名	
事業を実施する場所の所在地 (建物の名称)		
審査結果	承認する	承認しない
	承認しない理由	
事業開始予定年月日		年 月 日から実施
備考		

様式第2号（第5条関係）

第 _____ 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市通所型サービスB事業実施団体審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました魚津市通所型サービスB事業の実施団体の承認につきまして、次のとおり通知します。

申請者	実施団体名	
	住所	
	代表者名	
事業を実施する場所の所在地 (建物の名称)		
審査結果	承認する	承認しない
	承認しない理由	
事業開始予定年月日	年 月 日から実施	
備考		

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 へ所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施団体変更申請書

魚津市通所型サービスB事業実施団体について、次のとおり変更したいので申請します。

フリガナ	
実施団体の名称	
実施団体の所在地	(郵便番号 —)
連絡先	TEL : FAX : E-mail :
変更の内容	(変更前)
	(変更後)
変更予定年月日	年 月 日

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施団体変更申請書

魚津市通所型サービスB事業実施団体について、次のとおり変更したいので申請します。

フリガナ	
実施団体の名称	
実施団体の所在地	(郵便番号 —)
連絡先	TEL : FAX : E-mail :
変更の内容	(変更前)
	(変更後)
変更予定年月日	年 月 日

【別記4】

改正後

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

魚津市通所型サービスB事業廃止・休止・再開申請書

魚津市通所型サービスB事業について、次のとおり廃止・休止・再開しますので申請します。

実施団体の名称	
実施団体の所在地	
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日
休止予定期間	年 月 日 <u>から</u> 年 月 日 <u>まで</u>
廃止・休止する理由	
現在の利用者に対する措置	

【別記4】

改正前

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

魚津市通所型サービスB事業廃止・休止・再開申請書

魚津市通所型サービスB事業について、次のとおり廃止・休止・再開しますので申請します。

実施団体の名称	
実施団体の所在地	
廃止・休止・再開の別	廃止・休止・再開
廃止・休止・再開する年月日	年 月 日
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
廃止・休止する理由	
現在の利用者に対する措置	

【別記5】

改正後

様式第5号（第6条関係）

魚津市指令 第 号
年 月 日

様

魚津市長

印

魚津市通所型サービスB事業実施団体届出内容承認通知書

年 月 日付けで申請のありました次の内容につきまして、承認しましたので通知します。

実施団体名	
事業を実施する場所の所在地 (建物の名称)	
申請内容	変更・廃止・休止・再開
変更・廃止・休止・再開する年月日	年 月 日
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更内容	

様式第5号（第6条関係）

第 _____ 号
年 月 日

様

魚津市長

魚津市通所型サービスB事業実施団体届出内容承認通知書

年 月 日付けで申請のありました次の内容につきまして、承認しましたので通知します。

実施団体名	
事業を実施する場所の所在地（ 建物の名称）	
申請内容	変更・廃止・休止・再開
変更・廃止・休止・再開する年 月日	年 月 日
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日
変更内容	

様式第6号（第16条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施補助金交付申請書

魚津市通所型サービスB事業実施補助金の交付を受けたいので、魚津市通所型サービスB事業実施要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 添付書類
 - (1) 魚津市通所型サービスB事業実施計画書（別紙1）
 - (2) 魚津市通所型サービスB事業収支予算書（別紙2）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

魚津市通所型サービスB事業実施計画書

実施団体名称	
実施場所	
実施曜日・時間	() 曜日 時 分 ~ 時 分
利用者数	人 (1回当たり 人)
うち補助対象者数	人 (1回当たり 人)
従事者数	人 (1回当たり 人)
利用可能人数	人 (1回開所につき)
利用可能エリア	市全域・ ()
利用料金	無 ・ 有 ()
講座等開催加算	無 ・ 有 (回/年)
会食	無 ・ 有 (購入・調理・)
食事代	無 ・ 有 (円)
送迎活動加算	無 ・ 有 (曜日)
送迎実施体制	月2回まで ・ 週1回程度 ・ 週2回程度 週3回以上
送迎エリア	地区内・その他 ()
送迎対象者	人 (1回当たり送迎対象者 人)
実施内容	
補助金積算内訳	
備考	

別紙 2

魚津市通所型サービスB事業収支予算書

収入

(単位：円)

費目	予算額	備考
補助金		市補助金 円
収入計		

支出

(単位：円)

補助対象経費		
費目	予算額	備考
小計①		
補助対象外の経費		
費目	予算額	備考
小計②		
合計①+②		

年 月 日

実施団体名 _____

代表者氏名 _____

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施補助金交付申請書

魚津市通所型サービスB事業実施補助金の交付を受けたいので、魚津市通所型サービスB事業実施要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 添付書類

(1) 魚津市通所型サービスB事業実施計画書（別紙1）

(2) 魚津市通所型サービスB事業収支予算書（別紙2）

(3) 魚津市通所型サービスB事業利用者名簿（別紙3）

(4) その他市長が必要と認める書類

別紙1 (様式第6号関係)

魚津市通所型サービスB事業実施計画書

実施団体名称															
実施場所															
活動計画	月	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	計	
		<u>食事あり(回)</u>													回
		<u>食事なし(回)</u>													回
		<u>利用者(人)</u>													人
		<u>うち補助対象者数(人)</u>													人
		<u>送迎あり(人)</u>													人
		<u>従事者数(人)</u>													人
		<u>講座等の開催(外部講師による)</u>													回
実施内容															
備考															

別紙2 (様式第6号関係)

魚津市通所型サービスB事業収支予算書

収入

(単位：円)

費目	予算額	備考
補助金		市補助金 円
収入計		

支出

(単位：円)

補助対象経費		
費目	予算額	備考
小計①		
補助対象外の経費		
費目	予算額	備考
小計②		
合計①+②		

年 月 日

実施団体名 _____

代表者氏名 _____ (印)

様式第7号（第17条、第18条関係）

魚津市指令 第 号

団体名

代表者氏名

魚津市通所型サービスB事業実施補助金 （変更） 交付決定通知書

年 月 日付で （変更） 申請のあった 年度魚津市通所型サービスB事業実施補助金については、魚津市通所型サービスB事業実施要綱第17条 （第18条） の規定により、金 円を交付する。

年 月 日

魚津市長



補助金交付条件

- 1 この補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付で （変更） 申請のあった 年度魚津市通所型サービスB事業とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は、標記の事業以外に使用してはならない。標記事業以外に使用したと認められるときは、この指令を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。
- 3 補助年度が終了したとき、又は補助事業が完了したときは、魚津市通所型サービスB事業実施要綱第19条の規定により、事業の完了の日から起算して30日以内に実績報告書を提出しなければならない。

様式第7号（第15条関係）

魚津市指令 第 _____ 号

団体名

代表者氏名

魚津市通所型サービスB事業実施補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった _____ 年度魚津市通所型サービスB事業実施補助金については、魚津市通所型サービスB事業実施要綱第15条の規定により、金 _____ 円を交付する。

年 月 日

魚津市長

補助金交付条件

- 1 この補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった _____ 年度魚津市通所型サービスB事業とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は標記の事業以外に使用してはならない。標記事業以外に使用したと認められるときは、この指令を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。
- 3 補助年度終了後、又は、補助事業が完了したときは、魚津市通所型サービスB事業実施要綱第16条の規定により、事業の完了の日から起算して30日以内に実績報告書を提出しなければならない。

様式第8号（第17条、第21条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

印

魚津市通所型サービスB事業実施補助金請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知のあった魚津市通所型サービスB事業実施補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 変更交付決定額 金 円
- 3 既受領額 金 円
- 4 今回請求額 金 円
- 5 補助金振込先

金融機関名	
口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった魚津市通所型サービスB事業実施補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

- | | | | |
|---|--------------------|---|---|
| 1 | <u>今回請求額</u> | 金 | 円 |
| 2 | <u>交付決定（補助金確定）</u> | 金 | 円 |
| 3 | 既受領額 | 金 | 円 |
| 4 | <u>残額</u> | 金 | 円 |

5 補助金振込先

金融機関名	
口座番号	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第9号（第18条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施補助金変更交付申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号をもって交付決定のあった補助金について、下記のとおり変更したいので、魚津市通所型サービスB事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定により申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
2	既交付決定額	金	円
3	既受領額	金	円
4	残額	金	円

様式第10号（第19条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

魚津市通所型サービスB事業実施補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった魚津市通所型サービスB事業実施補助金について、下記のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 1 魚津市通所型サービスB事業実績書（別紙1）
- 2 魚津市通所型サービスB事業収支決算書（別紙2）
- 3 その他市長が必要と認める書類

別紙1

魚津市通所型サービスB事業実績書

実施団体名称															
実施場所															
活動実績	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
	食事あり(回)														回
	食事なし(回)														回
	利用者数(人)														人
	うち補助対象者数(人)														人
	従事者数(人)														人
	送迎実施(回)														回
	送迎者数(人)														人
	講座等の開催														回
<u>補助金積算内訳</u>															
実施内容															
課題やニーズ等															

別紙 2

魚津市通所型サービス B 事業収支決算書

【収入】

(単位：円)

費 目	決算額	備 考
補助金		市補助金 円
収入計		

【支出】

(単位：円)

補助対象経費		
費 目	決算額	備 考
小 計①		
補助対象外の経費		
費 目	決算額	備 考
小 計②		
合計①+②		

年 月 日

実施団体名 _____

代表者名 _____

様式第 9 号（第 16 条関係）

年 月 日

魚津市長 へ

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

魚津市通所型サービス B 事業実施補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった魚津市通所型サービス B 事業実施補助金について、下記のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- (1) 魚津市通所型サービス B 事業実績書（別紙 1）
- (2) 魚津市通所型サービス B 事業収支決算書（別紙 2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別紙 1 (様式第 9 号関係)

魚津市通所型サービス B 事業実績書

実施団体名称															
実施場所															
活動実績	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
	食事あり (回)														回
	食事なし (回)														回
	利用者 (人)														人
	うち補助対象者数 (人)														人
	<u>送迎あり (人)</u>														人
	従事者数 (人)														人
	<u>講座等の開催 (外部講師による)</u>														回
実施内容															
課題やニーズ等															

別紙 2 (様式第 9 号関係)

魚津市通所型サービス B 事業収支決算書

【収入】 (単位：円)

費 目	決算額	備 考
補 助 金		市補助金 _____ 円
収 入 計		

【支出】 (単位：円)

補助対象経費		
費 目	決算額	備 考
小 計①		
補助対象外の経費		
費 目	決算額	備 考
小 計②		
合計①+②		

年 月 日

実施団体名 _____

代表者名 _____ (印)

【別記 11】

改正後

様式第11号（第20条関係）

魚津市指令 第 号

団体名

代表者氏名

魚津市通所型サービスB事業実施補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度魚津市通所型サービスB事業実施補助金については、魚津市通所型サービスB事業実施要綱第20条の規定により交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長

印

【別記 11】

改正前

様式第10号（第17条関係）

魚津市指令 第 号

団体名

代表者氏名

魚津市通所型サービスB事業実施補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度魚津市通所
型サービスB事業実施補助金については、魚津市通所型サービスB事業実施
要綱第17条の規定により交付額を金 円に確定する。

年 月 日

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。